

健全育成のための体験活動推進事業

平成26年度予算額 46百万円（いじめ対策等総合推進事業4,797百万円の内数）

国は、いじめの未然防止を図るため、児童生徒の健全育成を目的として様々な創意工夫のある農山漁村等における体験活動の取組を行う都道府県・市区町村を支援する。

現状

- 社会性の不足、生命の尊重や基本的な倫理観が不十分であることなどが、いじめ問題を含む少年事件の背景・要因ではないかと指摘されている。
- 現に、いじめが背景事情として認められるような児童生徒の自殺など、子どもの生命・身体の安全が損なわれるような事案が未だに発生している現状である。

体験活動の必要性

- 教育改革国民会議報告や教育振興基本計画、自殺対策大綱などの各種提言等で、学校教育において様々な体験活動の充実が必要とされている。
- その上で、いじめの未然防止のため、児童生徒の健全育成を目的とした、自己の存在感、共有感、決定感 等の変革を促す体験活動を行い、市民性や社会性を醸成する場を構築することが重要である。

健全育成のための体験活動推進事業

1. 事業内容

(1) 宿泊体験事業 468校（156地域）

いじめの未然防止を図るため、自己の存在感、共有感、決定感等の育成を目的として、2泊3日以上
の宿泊体験活動を行う小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の取組に対する補助。
体験活動前後の児童生徒の意識の変容についてアンケート調査等を実施し、体験活動による成果を把握。

【体験活動の例】

- ・農山漁村地域での自然体験活動（総務省、農林水産省と連携して実施する「子ども農山漁村交流プロジェクト」）
- ・ボランティアなど社会奉仕に関わる体験活動
- ・交流に関わる体験活動（異なる地域の人々との交流、異学年・異年齢との交流、高齢者との世代間の交流） など

(2) 体験活動推進協議会 156地域（各都道府県・市区町村）

活動の支援や成果の普及により、体験活動のより充実した展開を推進
各都道府県・市区町村において、様々な体験活動を推進していく上での課題や成果について議論を行ったり、
好事例の収集、各学校への情報提供や取組の普及を図る協議会を立ち上げる。

2. 補助事業者 都道府県・市区町村（有識者による選考を実施）

3. 補助率 1/3

